

一般競争入札（郵便入札）公告

枕崎市鳥獣被害対策協議会が実施する令和8年度鳥獣被害対策実践事業（整備事業）について、一般競争入札（郵便入札）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年8月18日

枕崎市鳥獣被害対策協議会
会長 沖園 信也



1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名：令和8年度鳥獣被害対策実践事業（整備事業）
- (2) 事業内容：鳥獣被害防止施設の設置
- (3) 契約方法：物品売買契約
- (4) 仕様内容：別紙「仕様書No1」及び「仕様書No2」のとおり
- (5) 予定納期：令和8年10月30日（金）まで
- (6) 納品場所：枕崎市多目的研修集会施設 妙見センター（枕崎市寿町186番地）
- (7) 入札方法等：「仕様書No1」及び「仕様書No2」を一括入札とする

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 資格要件：対象事業について、納品が適正に行える者
- (2) 欠格要件：ア 経営状態が著しく不健全であると認められる者
イ 参加資格申請書や添付書類の重要な事項について、虚偽の記載を行った者及び重要な事実を記載しない者

3 入札及び契約担当窓口

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地
枕崎市役所農政課（枕崎市鳥獣被害対策協議会事務局）
TEL：0993-76-1185 FAX：0993-73-1870
E-mail：nosei@city.makurazaki.lg.jp

4 入札参加申込書等の交付

- (1) 期間：令和8年8月18日（火）から令和8年9月1日（火）まで
- (2) 場所：枕崎市役所ホームページ
3の入札及び契約担当窓口

5 入札参加申請

本入札の参加希望者は、一般競争入札公告第2項に掲げる参加資格有することを証明するため、次のとおり申請書を提出し、前項の契約担当窓口から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者、並びに参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できないものとする。

- (1) 提出期間：令和8年8月18日（火）から令和8年9月1日（火）までの
（土日祝祭日を除く）午前8時30分から午後5時15分までとする
- (2) 提出方法：申請書類を持参、もしくは郵送により行う
- (3) 申請書類について：申請書類は次のとおりとする
 - ア 一般競争入札参加資格申請書（様式1）
 - イ 申立書（様式2）
 - ウ 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式3）
 - エ 同意書（様式4）
 - オ 国税・県税において滞納のないことが確認できる資料（納税証明書等）
- (4) 参加資格確認通知：
令和8年9月2日（水）までに、書面（FAX送信）にて通知する。
- (5) その他
 - ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする
 - イ 契約担当窓口は、提出された申請書類を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない
 - ウ 提出された申請書類は返却しない
 - エ 提出期限以降における申請書類の差し替え、及び再提出は認めない

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認めた者は、契約担当窓口に対して参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができる。

- (1) 提出期限：令和8年9月3日（木）午後5時15分まで
- (2) 提出方法：メールまたはFAXによるものとする（様式は自由）
- (3) 回答：令和8年9月4日（金）までに、メールまたはFAXにて回答する

7 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり説明を求めることができる。

- (1) 提出期限：令和8年8月26日（水）午後5時15分まで
- (3) 提出方法：メールまたはFAXによるものとする（様式は自由）
- (4) 回答：令和8年8月28日（金）までに、メールまたはFAXにて回答する

8 入札方法

- (1) 提出期限：令和8年9月10日（木）午後5時15分まで 必着
- (2) 提出方法：入札書（様式5）と任意の内訳書を郵送（簡易書留または一般書留）にて提出すること
※入札書は封筒に入れ、表に「氏名又は名称」及び「事業の名称」を記載し封印をすること

9 開札の日時と場所

- (1) 日時：令和8年9月11日（金） 午前9時
- (2) 場所：3の入札及び契約担当窓口
※事務負担軽減のため入札参加者の出席は不要です

10 入札の辞退等

- (1) 入札関係者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式6）を提出するものとする
- (2) 入札書が期日までに届かない場合は、入札を棄権したものとみなす

11 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申告書等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき、2通以上の入札書を入札執行者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書
又は入札金額を訂正した入札書を入札執行者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

12 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、後日再度の入札を行う。なお再度入札が行われる場合はFAXにて連絡を行う。2回の入札により落札者がいない場合は、2回を限度とする指名競争入札に移行する。それでも予定価格の範囲内の入札がないときは、希望者による見積み合せに移行する。

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。なお、くじが行われる場合はFAXにて連絡を行う

14 契約の締結

- (1) 落札者は、契約の締結のため落札決定の日から起算して7日以内（土日祝日を含む）に契約書に記名押印しなければならない。ただし特別の事情等がある場合、その他会長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる
- (2) 売買代金は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする
- (3) 本契約に必要な費用は、落札者の負担とする

15 その他

- (1) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない
- (2) 入札者が1人でも入札を実施する
- (3) この公告に記載のない事項については、別途協議する